

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	MARUSA株式会社（法人番号：3010701009336） 代表者 佐藤 肇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区東五反田3-20-17 (本社営業所) 東京等品川区西五反田2-1-22プラネットビル3F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	メモリー観光バス株式会社（法人番号：4012701001924） 代表者 井瀧 隆太
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都東村山市久米川町5-1-40 (本社営業所) 東京都東村山市久米川町5-1-40
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月16日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社飯山観光（法人番号：6021002037221） 代表者 小林 久美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県厚木市飯山4622 （本社営業所） 神奈川県厚木市飯山4622
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社カナイ（法人番号：9030001071120） 代表者 金井 久
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡吉見町中新井42-1 (中央トラベルサービス本社営業所) 埼玉県比企郡吉見町中新井42-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月2日及び令和7年6月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社彩国観光バス（法人番号：1030001061161） 代表者 青木 貴彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県児玉郡美里町小茂田222-3 (本社営業所) 埼玉県児玉郡美里町小茂田902-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月20日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第46条)、(2)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(3)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社フルール（法人番号：5060001008305） 代表者 黒崎 浩一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡354-1 （本社営業所） 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡354-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）